

第3次宍粟市障害者計画

施策体系に基づく取組実績とその課題

(平成30年度～令和5年度)

第3次宍粟市障害者計画施策体系表

▼基本理念

『地域』で共に暮らせるまちづくり

▼基本目標／▼基本施策

- | | |
|--------------------------------|-----|
| 1 差別解消へ向けた啓発・教育の推進 | P1 |
| (1) 保育所・幼稚園・学校等における人権教育の推進 | |
| (2) 職場・地域社会等における障害への理解や啓発の推進 | |
| (3) 合理的配慮の浸透に向けた啓発の推進 | |
| 2 社会参加の促進 | P3 |
| (1) 地域福祉の担い手の育成とボランティア等との協働の推進 | |
| (2) 移動の支援 | |
| (3) 就労・就労定着の支援 | |
| 3 地域生活支援の充実 | P6 |
| (1) 生活環境の整備 | |
| (2) 生活の支援 | |
| (3) 権利擁護体制の充実 | |
| 4 保健福祉事業と相談体制の充実 | P9 |
| (1) 障害の早期発見と療育体制の強化 | |
| (2) 相談体制の充実 | |
| 5 障がいのある人に配慮した防災・防犯体制の整備 | P12 |
| (1) 災害情報伝達手段の拡充 | |
| (2) 障害の内容や程度に応じた避難所の整備 | |
| (3) 緊急時の個別支援体制や市民による共助体制の整備 | |

第3次宍粟市障害者計画

基本理念

基本目標

『地域』で共に暮らせるまちづくり

1 差別解消へ向けた啓発・教育の推進

(1) 保育所・幼稚園・学校等における人権教育の推進		
基本事業	取組内容／達成度(成果)	未実施事項その理由／課題、特記
<p>①子どもの発達段階に応じた人権教育の推進</p> <p>道徳性や社会性などが芽生える就学前の幼児期(保育所、幼稚園、認定こども園)、知的・社会的能力や共感能力が大きく発達する小・中学校期など、子どもの発達段階に応じた人権教育を行い、お互いの個性を尊重できる価値観を育みます。</p>	<p>取りまとめ中</p>	
<p>②指導内容・方法等の充実</p> <p>教職員を対象にした人権教育研修や教育研修所における自主的研修の充実などにより、教職員の指導力の向上を図ります。</p>		
(2) 職場・地域社会等における障害への理解や啓発の推進		
基本事業	取組内容／達成度(成果)	未実施事項その理由／課題、特記
<p>①地域組織・団体研修の充実</p> <p>障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる社会的障壁を無くしていくために、自治会はもとより、老人クラブ、PTA、自主活動グループなど地域に根ざした組織、団体を対象として、障がいのある人への理解を深めるために啓発や研修を行います。</p>	<p>生涯学習推進協議会の活動による研修や啓発を通じ、障がいのある人への理解を深め、すべての市民が住みやすいまちづくりを推進する。</p>	
	<p>一宮生涯学習推進協議会において、研修会等を通じて、幅広い人権課題に対応する学習を推進している。</p>	
	<p>人権施策推進計画に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進を図るための取り組みを実施した。 ○人権擁護委員・人権推進員・市職員を対象とした研修の開催 ○市民を対象とした映画会・講演会の開催 ○人権啓発冊子の発行</p>	<p>本計画期間中の大半がコロナ禍にあり、参加型事業を開催できない、開催規模を縮小する等の影響を受けた。課題としては、市の人権課題が増加し多様な取り組みが求められている中で、障がいのある人への取り組みを維持していくこと。</p>
	<p>○みんなをつなぐ心のバリアフリー展(令和3年度～) ○東京2020パラリンピック宍粟市聖火フェスティバル(令和3年度) ○障害者理解啓発講演会及びパラスポーツ体験会(令和4年度) ○こころの健康講座 などを開催し、障害への理解や啓発に努めた。</p>	

基本事業	取組内容／達成度(成果)	未実施事項その理由／課題、特記
<p>②市役所における「職員対応要領」の周知と、合理的配慮の提供推進</p> <p>職員対応要領の内容をすべての職員が理解し、日常業務の中で実践するよう、周知徹底に努めます。</p>	<p>部局長等会議や職員向け掲示板で周知するほか、新任職員向け研修で周知した。</p>	
(3) 合理的配慮の浸透に向けた啓発の推進		
基本事業	取組内容／達成度(成果)	未実施事項その理由／課題、特記
<p>①市民に対する合理的配慮の浸透促進</p> <p>障がいのある人に対する合理的配慮が広く市民に浸透し実践されるよう、広報紙やホームページ、イベントなどを通じて啓発を行います。</p>	<p>みんなをつなぐ心のバリアフリー展など、イベント開催時やホームページで合理的配慮の啓発を行った。</p> <p>ヘルプマークを含め障害に関するマークの啓発</p>	
<p>②事業所等に対する合理的配慮の浸透促進</p> <p>障がいのある人に対する合理的配慮が市内の民間事業所等に浸透し実践されるよう、さまざまな機会を通じて啓発を行います。</p>	<p>改正障害者差別解消法により、民間事業者も合理的配慮の提供が義務化されている。</p> <p>令和6年4月の改正法施行に向けて事業所への周知を行う。</p>	<p>事業所向けの啓発方法を検討</p>

第3次宍粟市障害者計画

基本理念

基本目標

『地域』で共に暮らせるまちづくり

2 社会参加の促進

(1) 地域福祉の担い手の育成とボランティア等との協働の推進		
基本事業	取組内容／達成度(成果)	未実施事項その理由／課題、特記
①地域福祉の担い手の確保・育成と連携の強化 宍粟市社会福祉協議会や宍粟市地域自立支援協議会など地域福祉を進める団体と連携し、民生委員・児童委員をはじめとした地域福祉の担い手の確保とその資質向上に努めるとともに、ボランティア団体等との連携を強め、公私協働による地域福祉を推進します。	自治会との連携のもと、民生委員児童委員の選出確保に努めている。 毎月の民生委員児童委員協議会の定例会に社会福祉協議会担当者の参加を要請するとともに、必要に応じて連合自治会との連絡会を開催し、連携を図っている。	
	宍粟市社会福祉協議会、民生委員等との連携	
	青い鳥・くすの木学級について、ボランティア団体と協力して市内及び市外での講座を実施。コロナ禍でR2年度は中止したが、概ね実施することができた。	参加者の固定化、高齢化が課題である。講座内容について検討する必要がある。
	病院ボランティアめいちゃんによる病院玄関での患者さんの介助(フロア案内・車いす介助など) 令和2年度途中から、新型コロナウイルス感染防止のため活動、休止	ボランティア活動者の安全確保
②障害者福祉に関わる専門職の育成 障がいのある人との交流の場づくりや広報紙などを通じた啓発により、障害者福祉に対する市民の関心を喚起するとともに、ボランティア団体やサービス提供事業者等と連携し、障害者福祉に関わる専門職の育成・確保に努めます。	介護人材確保事業として、奨学金等の返還金に対する補助制度を創設した。あわせて、大学等へ訪問し、制度周知に努めた。	○介護職員の高齢化や若年層の成り手不足による人材不足の解消が課題。今後のニーズが高まると見込まれるサービス確保に向けての検討や関係機関等の連携強化を図る必要がある。 ○提供するサービスの質について、福祉施設間の格差が生じないように、情報連携やスキルアップの支援が必要
③自主活動の支援 障がいのある人の仲間づくりや交流の機会を提供するため、障害者団体等の活動を広報するなどの支援を行うとともに、スポーツ大会やレクリエーション大会などを通じて、障がいのある人の社会参加を促進します。	障がいのある人の社会参加を促進するために、スポーツ施設の使用料を免除したり、パラスポーツの普及を推進する。	
	当事者交流会やパラスポーツによる交流の機会を提供した。	
	スポーツ大会・スポーツ教室の開催、兵庫県のみぎくスポーツ大会に参加	当事者間のイベントだけではなく、市民との交流や上位大会をめざす取組とすることも含めて検討
	イベント開催時に利用者の作品を発表・展示	文化・芸術活動の促進するため、作品等を発表する機会の充実を図る。

基本事業	取組内容／達成度(成果)	未実施事項その理由／課題、特記
<p>④「手話言語条例」に基づく手話施策の推進</p> <p>「手話言語条例」の制定に伴い、市民一人ひとりが「手話」を言語として認識し、手話及び聴覚障害への理解が広く浸透するよう手話施策推進会議において取り組みの協議、検証を行いながら、手話施策の推進に努めます。</p> <p>また、市職員への手話研修や市民及び事業者を対象とした手話講座を実施し、意識の高揚や手話ができる職員、市民の育成に努めます。</p>	<p>手話施策推進方針アクションプランの策定し、計画的に手話に対する理解や手話の普及、手話通訳者の養成などに取り組んだ。(元年度～5年度)</p> <p>令和3年度には、手話フェスタ2021の開催、手話啓発ロゴマークの制定・普及に取り組んだ。また、令和3年度からこころのバリアフリー展、令和4年度から「手話言語の国際デー」関連イベントも開催し、手話関係の啓発を行っている。</p> <p>ろうあ協会や手話サークルと連携し、イベント実施や啓発動画の作製などに取り組んだ。また、手話教室や広報「手話ワンポイントレッスン」、手話検定の誘致などにより、手話に対する理解や手話の普及に努めている。</p>	<p>次期アクションプラン(令和6年度から10年度)により手話施策を推進</p> <p>市内の商店や事業所での手話教室の開催実績を増やし、手話や聞こえないことへの理解を深めるため、直接訪問など積極的な広報活動に努める必要がある。</p>
<p>⑤手話通訳者・要約筆記者の派遣と養成</p> <p>手話通訳者・要約筆記者派遣事業を通じて、イベントや講習会等へ手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、聴覚や音声・言語機能に障がいのある人等の社会参加を促進します。</p> <p>また、手話通訳者や奉仕員の養成に向けた研修等を引き続き実施し、有資格者等の育成につなげます。</p>	<p>意思疎通支援事業により、手話通訳者と要約筆記者の派遣を行っている。</p> <p>手話通訳者等に対する研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レベルアップ講座 ・登録者現任研修 ・統一試験対策講座 ・通訳士試験対策講座(令和3年度～) ・要約筆記者レベルアップ講座(令和5年度～) 	<p>市登録手話通訳者、要約筆記者の養成のため、各種講座の継続、充実が重要となっている。</p>
(2) 移動の支援		
基本事業	取組内容／達成度(成果)	未実施事項その理由／課題、特記
<p>①外出支援サービスの継続的運営</p> <p>障がいのある人など医療機関への通院や社会参加等を目的に、タクシー等によるドア・ツー・ドアでの移動サービスを実施します。</p> <p>今後、対象者が増えれば財政負担の増加懸念もあり、継続的、効率的な運営に向けた検討に取り組めます。</p>	<p>障がいのある人など医療機関への通院支援や社会参加の促進等を目的に、タクシー事業を活用した送迎サービスを実施している。</p> <p>令和3年度に個別判定の方法や利用料金区分等の見直しを行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○令和3年度制度見直しによる影響を検証 ○病院による透析患者の送迎の検討 ○公共交通・外出支援サービスを補完する移動支援の方法を検討
<p>②自家用車による外出の支援</p> <p>自動車による移動が多い本市の現状に対応し、障がいのある人の自家用車での外出を支援するため、自動車改造費や運転免許取得費の助成を行います。</p>	<p>自動車改造費・運転免許取得費の助成</p> <p>※自動車改造(H30:5件、R1:4件、R2:2件、R3:2件、R4:2件)</p> <p>※運転免許取得(H30:2件、R1:2件、R2:1件、R3:1件、R4:2件)</p>	
<p>公共交通による外出の支援</p>	<p>精神に障がいのある人を対象に、路線バス運賃の半額を助成することで、障がいのある人の社会参加を促進している。(※他の障がいのある人については、バス運行会社が割引を実施)</p>	

基本事業	取組内容／達成度(成果)	未実施事項その理由／課題、特記
透析患者の病院独自での輸送	透析患者の病院独自の輸送は行っていない。	透析患者のみを病院独自の輸送にて集患することは、他の患者との公平性にかける。
(3) 就労・就労定着の支援		
基本事業	取組内容／達成度(成果)	未実施事項その理由／課題、特記
①市役所における障害者就労施設等からの製品購入 障がいのある人が、就労施設等における就労機会の確保などに資するため、障害者就労施設等からの製品購入等の優先調達を継続的に行います。	毎年、障害者就労施設等優先調達推進方針を策定し、優先調達を実施 民生協力員に対する記念品のほか、各部署で優先調達を実施。 令和元年度から北庁舎の清掃を2事業者に業務委託。	
	製品紹介パンフレットの作成	
	調達を円滑に進められるよう、物品・役務提供一覧の作成し、市各部署へ提供	
②一般就労へ向けた支援 求人や求職者情報及び障がいのある人の雇用にかかる企業向け助成制度紹介など、市内の事業所等に対する障がいのある人の雇用促進へ向けた啓発、就労移行支援事業の実施などにより、障がいのある人の一般就労を支援します。	市内の就労継続支援事業所や西播磨障害者就業・生活支援センターとの情報連携。 また、センターの相談場所を北庁舎に移し、わくわくステーションと連携を取りやすい環境を整えた。	一般就労へ向けた支援体制の検討
	産業立地促進条例に基づく助成メニューに「障害者雇用奨励助成」を設け、障がいのある人の就労促進に努めた。	
	雇用促進セミナーや福祉事業所見学会の開催	
③一般就労へ移行した人への支援 就労定着支援事業を実施し、一般就労した人の相談や職場との調整を行うなど、職場で長く働き続けられるよう支援します。	就労定着支援事業の実施(市内に事業所なし)	
④福祉的就労の場の提供と就労条件改善に向けた取り組み 就労継続支援事業所(A型・B型)と連携し、地域住民に対して事業所の活動内容の啓発やPRを行うとともに、製品の利用促進や販路拡大に向けた支援を行い、工賃水準の向上につなげます。	就労支援事業所連絡会を隔月で開催し、事業所間で情報交換を図っている。	市内企業に対する作業斡旋の働きかけなどにより、工賃向上のための新たな方策を検討
	市役所市民ロビー販売会を月1回開催している。令和2年度はイオン山崎店でも販売会を開催した。	
	事業所紹介パンフレット(毎年度更新)、事業所紹介動画(令和元年度)を作成し、事業所活動について市民への理解啓発を行った。	
	農福連携の取組として、就労支援事業所が丹波黒枝豆出荷作業に関わった(令和4年度)。	

第3次宍粟市障害者計画

基本理念

基本目標

『地域』で共に暮らせるまちづくり

3 地域生活支援の充実

(1) 生活環境の整備		
基本事業	取組内容／達成度(成果)	未実施事項その理由／課題、特記
<p>①ユニバーサルデザインの推進</p> <p>道路の段差解消、点字ブロックの設置、多機能トイレの整備、ゆずりあい駐車場の拡充など、道路や公共施設などのバリアフリー化を推進し、障害の有無や年齢、性別などに関わらず、誰もが暮らしやすいまちづくりに努めます。</p>	公園など不特定多数が利用する施設では、障がいのある人に配慮したバリアフリー化の推進、多機能トイレを整備した。	
	広報しそくに誰にとっても見やすく読みやすいようデザインされたユニバーサルデザインフォントを使用している。	
	バリアフリーマップの整備による理解啓発(令和4年度～)	
	西はりま消防組合による「Net119緊急通報システム」の利用サポート(令和元年度～)	
<p>②情報のバリアフリー化</p> <p>市の広報紙、しーたん通信、ホームページなどを通じて、障害福祉に関わる情報を積極的に発信し、障がいのある人が必要な情報を円滑に入手できるよう努めます。また、点字・朗読・手話・要約筆記などが行える人材の育成と必要な場への派遣に努め、さまざまな障害に応じた情報提供体制の拡充に努めます。</p>	買い物用コミュニケーションボードを作成し、エコバックの図柄に活用することで周知啓発した(令和3年度)。	情報の取得、利用を促進するため、情報利用のバリアフリー化や、情報格差の解消(障害の種別に応じた情報格差の解消に向けた取組の充実を図る必要がある。
	税情報について、市広報誌、しーたん通信、ホームページの情報伝達手段を通じて各種制度の案内など情報の提供を行った。	
	講演会等を開催する際には、要約筆記者の派遣を依頼し、誰もが参加できる環境を作っている。また、必要に応じて手話通訳者についても派遣依頼を行っている。	
	講座等の実施の場合には、手話、要約筆記を依頼している。案内文も点字が必要な人に点字で送付している。	
	手話奉仕員養成講座等の開催による人材育成	
<p>③市役所におけるバリアフリー・合理的配慮の推進</p> <p>市役所窓口へのコミュニケーションボードの設置、庁舎への点字ブロックの設置、車いすの配置など、障がいのある人が市役所を利用しやすい環境づくりに努めます。</p>	議会傍聴資料の拡大版の配付(弱視)	
	役所窓口へのコミュニケーションボードの設置、庁舎への点字ブロックの設置、車いすの配置を行い、障がいのある人が市役所を利用しやすい環境づくりに努めた。	色あせている点字ブロックの塗装、北庁舎1階窓口の点字ブロックの配置変更等実施予定(財務課)。
	令和2年4月から供用を開始した市民協働センター「いちのびあ」については、設計段階からバリアフリー化に取り組み、点字ブロック等を設置し、誰もが集まれる施設をめざして運営を行っている。	

基本事業	取組内容／達成度(成果)	未実施事項その理由／課題、特記
	ユニバーサルデザインに配慮した千種市民協働センターを整備し、公共施設のバリアフリー化を推進した。	
	本庁(北庁舎)へ設置手話通訳者を配置するとともに、ビデオ通話できるよう環境を整備している。	
(2) 生活の支援		
基本事業	取組内容／達成度(成果)	未実施事項その理由／課題、特記
<p>①障害福祉サービス等の提供と生活の場の確保</p> <p>障がいのある人が必要な支援を遅滞なく受けられるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業、障害児通所支援等の円滑かつ適切な提供やその拡充に努めます。共同生活援助(グループホーム)については、受入体制の拡充に向け、事業者等への支援を行います。また、国が位置づける地域共生型社会の実現に向けた取り組みである介護サービスと障害福祉サービスを同一事業所で受けることができる共生型サービスについて、関係機関と連携、協議を行います。</p>	<p>障害福祉サービス等の相談・申請の受付する中で、必要とするサービスを適切に提供できるよう努めている。</p> <p>○市内のグループホームの入所に伴う転医依頼の対応について、外来予約や自立支援医療の確認等を行っている。 ○相談支援専門員からの相談対応については、病状や処方薬の問合せ等主治医に確認をしている。 ○入退院時の連絡・調整については、情報提供に努めている。 ○自宅での生活を希望される障がいのある人に対しての在宅サービスの調整については、訪問診療・訪問看護との調整等を行っている。</p> <p>ライフスタイルの変化や障がいのある人の自立を支援する観点から、日常生活用具の対象品目の見直しを検討</p> <p>GH補助要綱期限延長、施設整備の補助上限を国基準の1/2に改正(令和2年度)</p>	<p>○在宅生活の継続のためには、一人での外出や介護者の一時的休息などに対する生活支援の充実が必要。 ○自宅での見守りサービス、移動支援サービスの充実のための検討</p> <p>医療依存度の高い障害への地域での受け皿が少ないように思われる。</p> <p>介護サービスと障害福祉サービスを同一事業所で受けることができる共生型サービスについて、関係機関と連携、協議</p>
<p>②包括的な支援体制の整備</p> <p>障がいのある人の相談や、地域生活等に対する支援を包括的に行う地域生活支援拠点について、なるべく早期に開設できるよう検討、準備を進めます。</p>	<p>障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、地域生活支援拠点を整備(令和2年度)</p>	<p>地域生活支援の拠点の機能として、現段階では、地域生活で生じる緊急事態への対応を優先としているが、先進地や各事業所の事例等の協議を通じて、よりスムーズな支援体制ができるよう取り組む必要がある。</p>

基本事業	取組内容／達成度(成果)	未実施事項その理由／課題、特記
地域生活のための支援	日常生活に伴い家庭から排出される一般廃棄物のうち、資源物を自ら資源物回収ステーションに搬出することが困難な世帯に対して、個別収集を行政が行う。	収集する職員が家屋内に入ることができない。 資源物のみを対象としているため、完全な支援を行えない。
(3) 権利擁護体制の充実		
基本事業	取組内容／達成度(成果)	未実施事項その理由／課題、特記
①人権等相談の実施 人権擁護委員による人権相談や市民相談員を配置し、障がいのある人も含めたさまざまな人権問題やトラブルの解決に努めます。	人権擁護委員による人権相談や市民相談員の配置	
	障害者虐待防止の周知啓発(イベントや就労支援事業所連絡会で周知啓発)	
	障害者虐待防止パンフレットの作成(令和3年度) 「障害者虐待の防止とその対応」マニュアルの更新(令和3年度)	
②成年後見制度の啓発と利用促進 障がいのある人やその介護者の高齢化、障害の重度化、「親なき後」などを見据え、成年後見制度の啓発により制度の周知を図るとともに、利用を望む人への制度説明や手続きの支援などを行い、利用促進に努めます。	成年後見制度の相談受付、啓発 ※利用状況(H30:1件、R1:1件、R2:1件、R3:1件、R4:2件)	
		法人後見事業の未実施(継続検討)
	包括的な支援を行うため、4市3町で構成していた西播磨成年後見支援センターを脱会し、市直営の中核機関を設置した(令和5年度)。関係機関、団体、専門職等で構成する地域連携ネットワークづくりをし、地域において尊厳ある本人らしい生活を継続できるよう、適切な成年後見制度の運用を行っていく。	

第3次宍粟市障害者計画

基本理念

基本目標

『地域』で共に暮らせるまちづくり

4 保健福祉事業と相談体制の充実

(1) 障害の早期発見と療育体制の強化		
基本事業	取組内容／達成度(成果)	未実施事項その理由／課題、特記
<p>①障害の早期発見・早期療育の推進</p> <p>障がいのある児童や発達に不安がある児童の保護者に対し、乳幼児発達支援や児童思春期相談などを継続実施するとともに、健診や健康相談の受診率向上を図り、障害の早期発見・早期療育につなげます。</p>	<p>・乳幼児発達相談－継続実施 ・児童思春期相談－継続実施 ・乳幼児健診・健康相談 未受診者には連絡し受診勧奨し、R3・R4年度は98%を超える受診率となっている。</p>	<p>相談に消極的な保護者に丁寧に関わり、適切な時期(早期)に相談等につながるよう、継続した支援が重要となっている。</p>
	<p>保健師による各園所への訪問。</p>	
	<p>市内に児童専門の精神科医はいないため、専門的な児童精神科医による相談を実施することで、発達障害や知的障害の早期発見、早期支援の実現に努めた。相談の実施により、早期に療育や加配保育など必要な支援につなげることができた。</p>	<p>相談の対象となる児童が増加傾向にあり、保護者の希望するタイミングで相談に入ることが困難なケースが存在している。</p>
	<p>児童思春期相談 回数 件数 H30 14 59 R元 14 55 R2 14 55 R3 14 56</p>	<p>障がいのある児童を早期に必要な支援へつなげ、発達段階に応じた適切な支援を受けることができるよう、従来より実施している児童思春期相談及び、就学时発達相談を継続する。</p>
	<p>宍粟市教育委員会にて実施される就学时検診を受けた児童のうち、知的障がいまたは発達障がいの疑われる学齢児を対象に、専門的知識を有する公認心理師へ依頼し、発達検査及び関わりの助言を行った。</p> <p>就学时発達相談 回数 件数 H30 6 11 R元 7 10 R2 7 10 R3 7 11</p>	
	<p>医療的ケア児コーディネータの配置(令和2年度～)</p>	
<p>②関係部署の連携による療育の充実</p> <p>保健・福祉部局、教育委員会等の関係機関が連携し、情報の共有を行いながら、発達に障がいのある人のライフステージに応じた継続的な支援を行います。</p>	<p>特別支援教育・保育会議の開催により、関係部署との連携を図っている。</p>	
	<p>障害福祉の立場から宍粟市教育委員会主催の教育支援委員会へ出席し、教育機関との情報共有、意見交換を行った。</p>	

基本事業	取組内容／達成度(成果)	未実施事項その理由／課題、特記
③特別支援教育等担当者への研修機会の提供 障がいのある児童が適切な教育を受けられるよう、保育者や教職員に対し、研修や専門的アドバイスを受ける場の提供に努めます。	取りまとめ中	
訪問看護の提供	障がいのある人への訪問看護の提供により、症状の観察や異常の早期発見につとめ、日常生活動作の介助やリハビリ、健康相談・関係機関との連携等に取り組んでいる。 また、医療的ケア児への訪問をおこなっており、医療的ケア児コーディネーターの資格を取得し、知識のアップデートをはかり、家族の相談対応、関係機関との連携強化につとめている。	医療的ケア児が就学年齢になった時の就学支援が不足する可能性がある。
(2) 相談体制の充実		
基本事業	取組内容／達成度(成果)	未実施事項その理由／課題、特記
①行政と事業所の連携による相談・支援体制の強化 市の相談支援事業の拡充に努めるとともに、民間の相談支援事業者との定期的な連絡会などを通じて、相互の連携強化を図り、情報の共有や有効な支援策の検討などを行います。	専門の相談支援員を配置し、相談業務にあたっている。 必要に応じて、他機関とも連携し支援に努めているが、連絡会は設置していない。	
	障害福祉課とも連携し、基幹相談支援センターがまず窓口となり相談を受け、担当課や必要なサービスにつながるよう支援を行った。市町相談支援事業所連絡会に参画し、事例検討を通して連携強化と相談支援専門員の資質の向上に努めている。	基幹相談支援センターが市民に対して浸透していない状況であるため、市民への周知が必要である。 関係機関との顔の見える関係づくりや連携体制の強化が必要と考える。
	相談支援事業所連絡会を2か月に1回開催。また、随時、事業者との情報共有を行っている。	
	障害者相談支援事業所で一般相談を開始(令和2年度)	
②包括的な相談・支援体制の強化 障がいのある人や障がいのある児童の複合的な生活課題に対処するため、生活困窮者自立支援事業や母子・父子相談支援事業などの啓発に努め、関係部局・機関との連携のもと、包括的な支援を行います。	研修や連絡会等を利用し、相談窓口の周知啓発に努めている。必要に応じて関係機関と連携し業務にあたっている。	
	障害などにより、就労が困難な対象については、対象者の状況に応じたプログラム(就労準備・就労支援)により支援を行った。	
③さまざまな障害に対応した相談しやすい環境の整備 市役所窓口へのコミュニケーションボードの設置等の物理的な環境整備に加え、基幹相談支援センターの機能強化対策を図り、さまざまな障害に対応した相談しやすい環境づくりに努めます。	基幹相談支援センターを設置し、障がいのある人の相談支援事業、成年後見制度利用促進事業、虐待防止に取り組む。また、地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援、協議会の運営への関与を通じた“地域づくり”を行う。	基幹相談支援センターが市民に対して浸透していない状況であるため、市民への周知が必要である。 関係機関との顔の見える関係づくりや連携体制の強化が必要と考える。

基本事業	取組内容／達成度(成果)	未実施事項その理由／課題、特記								
<p>④支援を必要としている人の早期発見や積極的な働きかけ</p> <p>各地域の民生委員・児童委員や協力員及び宍粟市社会福祉協議会の取り組みによる各自治会の福祉委員とも連携し、支援を必要としている人の早期発見に努め、面談や相談につなげます。</p>	<p>民生委員・児童委員定例会で対応協力の依頼。</p>									
<p>⑤身体・精神・知的障害に対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>宍粟市地域自立支援協議会とも連携し、平成32年度末までに3障害に対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場を整備するよう努めます。</p>	<p>地域自立支援協議会を協議の場とするよう調整。委員改選の際に、委員の構成を整理し、公募委員と保健師を委員に加えた。</p>									
<p>⑥サポートファイルによる情報共有の推進</p> <p>障がいのある児童について、個別の支援計画などを記録したサポートファイルの活用を進め、児童の発達段階において適切な支援情報を関係者に切れ目なく引き継ぎできるよう努めます。</p>	<p>就学にあたってサポートファイルの発行が必要であると医師より助言のあった就学前の児童について、保護者の同意のもと保健師がサポートファイルを作成し、学校教育課を通して、小学校や特別支援学校へ情報の引き継ぎを行った。</p> <p>保健師によるサポートファイル発行部数</p> <table border="1" data-bbox="703 1048 826 1160"> <tr><td>H30</td><td>21</td></tr> <tr><td>R元</td><td>18</td></tr> <tr><td>R2</td><td>23</td></tr> <tr><td>R3</td><td>27</td></tr> </table>	H30	21	R元	18	R2	23	R3	27	<p>障がいのある児童や支援や配慮が必要とされる児童について、サポートファイルを作成し、就学先へ情報を引き継ぐことで、児童の発達段階に応じた適切な支援を受けられることができるよう、従来の取り組みを継続する。</p>
H30	21									
R元	18									
R2	23									
R3	27									

第3次宍粟市障害者計画

基本理念

基本目標

『地域』で共に暮らせるまちづくり

5 障がいのある人に配慮した防災・防犯体制の整備

(1) 災害情報伝達手段の拡充		
基本事業	取組内容／達成度(成果)	未実施事項その理由／課題、特記
<p>①緊急時情報提供手段の一層の普及</p> <p>しろう防災ネット、しーたん通信、しろうチャンネル、一斉同報ファックスなど、さまざまな情報提供手段により、多様な障害の内容に応じた緊急時の情報提供を図るとともに、それぞれの情報提供サービスへの加入者の増加に向け、啓発を行います。</p>	<p>コロナ感染での受診や災害時に利用できる遠隔手話通訳サービスを導入(令和2年度)</p> <p>令和4年度からコロナ感染での受診や災害時以外にも利用可能となる。</p>	
	<p>しろう防災ネット、しーたん通信、しろうチャンネル、一斉同報ファックスによる情報提供</p>	<p>一斉同報ファックスは令和4年末で終了。(利用者は全員ラインと防災ネットに切替済)</p>
(2) 障害の内容や程度に応じた避難所の整備		
基本事業	取組内容／達成度(成果)	未実施事項その理由／課題、特記
<p>①福祉避難所の整備と一般避難所の備品等の点検・見直し</p> <p>民間の福祉施設等と連携し、災害時の福祉避難所の拡充に努めるとともに、一般の避難所において障がいのある人が安心して快適な避難生活を送れるよう、設備や備品などを点検し、必要に応じて見直しを行います。</p>	<p>○備品の点検、不足分の補充。</p> <p>○福祉避難所の開設訓練。</p>	
	<p>各避難所に、災害時用コミュニケーション支援ボードや聴覚障害者災害支援ハンドブックを配付した。</p> <p>また、一目で支援が必要であるとわかるように、「聞こえない」ことなどをデザインしたバンダナを作成し配付した。</p>	
	<p>協定福祉避難所開設・運営マニュアルを整備し、協定事業所と情報共有をした。</p>	
(3) 緊急時の個別支援体制や市民による共助体制の整備		
基本事業	取組内容／達成度(成果)	未実施事項その理由／課題、特記
<p>①緊急時の個別支援体制の整備</p> <p>災害時要支援者名簿や、毎年更新している災害時要支援者マップなどをもとに、災害時に支援を必要とする人に対する個別支援計画の作成に努めます。また本人の同意のもとづき、関係機関との情報共有に努めます。</p>	<p>令和3年5月に個別避難計画作成が市町の努力義務化された。令和4年度に宍粟市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画作成の作成等に関する規則が定められ、危機管理課と協働し、個別避難計画の作成を進めている。</p> <p>避難行動要支援者の内、公的サービスを利用している方を中心に作成を行っている。</p>	<p>個別避難計画がより実効性の高いものにするには、担当者ごみの理解では難しい。本人・家族、支援者、地域など多くの人の理解が必要であるため、災害時また平時からの関係づくりについて他課とも協力体制を作っていく必要がある。</p> <p>そのためには、マニュアル等の作成が必要と考えている。</p>

基本事業	取組内容／達成度(成果)	未実施事項その理由／課題、特記
<p>②災害時に支援を必要とする人の積極的な把握</p> <p>災害時の避難等に支援を必要としながら、行政や近隣にその必要性が把握されていない人をなくすため、自治会や民生委員・児童委員等との連携により、「把握されていない要支援者」の把握に努めます。</p>	<p>高齢や障害等により支援が必要な世帯について、民生委員・児童委員による訪問や支援一覧表及びマップ作りに取り組んでいる。</p>	<p>個人情報の取り扱いが厳格化されたことで、要支援者の把握や情報の共有が難しくなっている。</p>
<p>③住民及び障がいのある人の参加による防災訓練の実施</p> <p>自主防災組織や住民、障がいのある人やその家族等の防災訓練への参加を促進し、住民の共助による防災体制の整備に努めます。</p>	<p>防災訓練で、避難行動要支援者の参加のもと、個別避難訓練を実施。避難訓練には、要支援者本人、家族、近隣住民、民生委員・児童委員、自治会長、防災担当、保健福祉担当が参加。</p>	<p>防災訓練への参加のためのきっかけづくりが必要</p>
<p>④障がいのある人を犯罪被害から守る対策</p> <p>障がいのある人を犯罪被害から守るため、犯罪情報の収集に努めるとともに、警察とも協力しながら注意喚起に努めます。</p>	<p>相談支援事業所連絡会、就労支援事業所連絡会などの会議の場で消費者被害の防止について情報提供</p>	